廃止されたわがまち特例(記載の取得時期以外に取得された場合は特例対象にはなりません)

対象資産・税目	取得時期	所沢市の特例割合 特例適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
大気汚染防止法の指定物質排出 飛散抑制施設 ・固定資産税 (償却資産)	平成26 年4月1 日から 令和2年 3月31日 まで	2分の1 (課税標準の特例措 置)	・地方税法附則第15 条第2項第2号 ・所沢市税条例附則 第10条の3第2項	テトラクロロエチレン系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。また、平成28年4月1日以降に取得した資産は、中小事業者が取得した場合に限定されます。
		適用された年度から 期間の規定なし		
水力発電設備(5000 k w以上) ・固定資産税 (償却資産)	平成30 年4月1 日から 令和2年 3月31日 まで	3分の2 (課税標準の特例措 置)	・地方税法附則第15 条第33項第1号 ・所沢市税条例附則 第10条の3第14項	政府の補助を受けて取得した自家消費型の 水力発電設備
		適用された年度から3 年度分		
認定誘導事業者が取得した公共 施設等 ・固定資産税 (家屋・償却資産) ・都市計画税 (家屋)	平成28 年4月1 日から 令和2年 3月31日 まで	5分の4 (課税標準の特例措 置)	・地方税法附則第15 条第40項 ・所沢市税条例附則 第10条の3第23項	公園、広場、緑化施設、通路等 ※ただし、都市再生特別措置法に規定する 認定誘導事業者が誘導施設の整備に係る事 項が記載された立地適正化計画に基づき整 備した公共施設等が対象となります。
		適用された年度から5 年度分		